



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 27 年 1 月号

《 所長便り 》

謹んで新年のご祝辞を申し上げます

旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。本年もよろしくお願ひいたします。

さて、新春号は、毎年恒例三上税理士法人&行政書士事務所の決算公開号となっています。顧問先のみ別紙にて公開となります。

皆さんが私の事務所の決算と経営計画を見てどう思うか？ハラハラドキドキです。少しでも多くの社長の皆様が経営計画を見て、「計画を作るのも良いものだな」と刺激を受けてもらえれば幸いです。

もし、経営計画の作成の仕方がわからないということであれば、アドバイスしますので、何なりとお申し付けください。

《 経営情報 》 文責： 森

～マイナンバー制度～ 利用開始まで1年をきりました！

「社会保障・税番号制度」（通称：マイナンバー制度）の利用開始が、平成 28 年 1 月からということはいよいよ 1 年をきりました。マイナンバーには、個人番号と法人番号があります。

マイナンバーの期待される効果としては、大きく下記 3 つがあげられています。

① 公平・公正な社会の実現 ②国民の利便性の向上 ③行政の効率化

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要になります。

年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律や自治体の条例で定められた行政の事務手続きにのみ、マイナンバーが利用されます。

民間事業者は、従業員の健康保険や厚生年金、雇用保険の加入手続を行ったり、従業員の給料から源泉徴収をして税金を納めたりしています。平成 28 年 1 月以降は、これらの手続を行うためにマイナンバーが必要となります。つまり、従業員のマイナンバーを収集し、さらにはその家族のマイナンバーをも収集する必要があるということです。また、業務を委託する個人からもマイナンバーを収集する必要も出てきます。マイナンバーは平成 27 年 10 月より順次通知される予定となっています。

詳細については、分かり次第、また DR. tax にてお知らせ致します。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

《 今月の税務 》

- ・ 11 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…2月2日
- ・ 5 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…2月2日
- ・ 源泉徴収票の交付 期限…2月2日
- ・ 支払調書の提出 期限…2月2日
- ・ 給与支払報告書の提出 期限…2月2日
- ・ 固定資産税の償却資産に関する申告 申告期限…2月2日
- ・ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第4期分) 納付期限…2月2日

《 行楽日記 》 文責：小澤

昨年の 12/5・6・7 の三日間、ジャニーズの嵐が名古屋ドームへ来た時の事。

残念ながらコンサートへは行けなかったのですが、せめてグッズ購入だけでも・・・と、娘からの切なる願いから 12/6 (土) AM6:30 に家を出て名古屋ドームへグッズ購入の為に、雪からみぞれに変わってめちゃ寒い中、2 時間半並びました((´д`)) ぶるぶる・・・。

待ち時間中は人間ウォッチングしたり、この春、娘が高校受験なので進路のことを話したりして待ち時間を過ごす中、グッズ購入の時間が近づいてくると、買い忘れがないように何から購入していくと効率がいいかと綿密に打ち合わせをして、いざ購入へ。

せっかく並んだのだからと自分用に松潤のミニうちわを購入し、それを事務所に置き時々見ては心、癒されています。

早起きしてしんどかったけれど娘との 2 人の時間はとても楽しく、これからもっとこういう時間を増やしていきたいと思います。

私も昔は、たのきんトリオに夢中になった頃もあり(歳がばれる!)、時代が変わっても親子同じなんだ! 次回はグッズ購入だけではなく絶対にコンサートも行こうね! と誓い、とても充実した時間を過ごしました。



三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info